



社団法人 岐阜県森林公社

[設立] 昭和41年11月「岐阜県林業公社」→社名変更平成9年4月「岐阜県森林公社」
 [本社] 〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎5階 ☎0575-33-4011代
 [高山出張所] 〒506-0055 高山市上岡本町7丁目468番地 岐阜県飛騨総合庁舎内 ☎0577-33-1111
 [URL] <http://www.gifu-shinrin.or.jp/>



社団法人 木曾三川水源造成公社

[設立] 昭和44年1月
 [所在地] 〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎5階 ☎0575-33-4011代
 [URL] <http://www.kiso3sen.org>

県内の水源地域を中心に約1万4千haの森林を造成

戦後の森林の荒廃や社会経済の発展による木材需要の急増を背景に、森林生産力の増大を図ると共に、水資源の確保、県土の保全並びに農山村地域の振興を目的に、分取造林契約を結んでスギ・ヒノキ等を植栽してきました。

以来、植栽木の手入れはもちろん、路網整備や境界等の管理を進めており、今は更なる高密度路網の整備と間伐材の利用を進めています。

また、分取造林地に対しては、環境保全、土砂災害防止、水循環、地球温暖化防止、安らぎと潤いなどさまざまな森林の働きが期待されています。

木曾三川の上流水源地域に約1万haの森林を造成

木曾三川(木曾川・長良川・揖斐川)の上流水源地域において水資源のかん養、国土の保全ならびに森林資源の充実などを図るため、岐阜県、愛知県、三重県および名古屋市が協議し、森林のもつ多面的機能を最高度に発揮する活力のある水源林を造成することを目的として設立されました。

上流域で分取造林方式による森林整備をすすめるとともに、乱開発を抑制するために19箇所・1,779ヘクタールの森林を取得しました。

また、水源林整備の大切さについて下流域の住民に知ってもらい、公社の目的、役割、事業などに対する理解を深めていただくため、水源林見学会などの活動も行っています。

公社造林事業のしくみ(分取林特別措置法による契約方式)



利用間伐事業の紹介

路網を整備して高性能林業機械により、間伐材を搬出して中間収入の確保に努めています。



プロセッサ＝林地または土場で、伐採木の枝払い、玉切りと、それらの丸太の集積作業を一貫して行う林業機械の一つ

森林の働きを貨幣で評価

森林には木材を生産する他に、おいしい水や空気などを供給する機能があります。これらの機能は、適正に管理することにより発揮され、両公社の分取造林地は下表のような効果が期待されます。

森林面積 24,899ha	
機能の種類	評価額/年間
二酸化炭素吸収	12億円
化石燃料代替	2億円
表面浸食防止	280億円
表層崩壊防止	84億円
洪水緩和	64億円
水資源貯留	87億円
水質浄化	145億円
保健休業	22億円
計	696億円

日本学術会議資料を参考に記載(平成13年11月)



間伐を行うと、林内に光が入り、林床に植物が育ち、豊かな生態系が形成され、健全で活力ある森林へと育っていきます。

森の息吹

森林が私たちに与えてくれる多くの恵み
 空気の浄化 水質の浄化 森林浴…
 「木のいぶき」で両公社の情報を皆様方にお知らせしています。

美しい森林共同整備岐阜県協議会

平成20年4月14日設立

会 員 ●岐阜県・設立趣旨に賛同する市町村(揖斐川町・郡上市)・(社)岐阜県森林公社・(社)木曾三川水源造成公社
 事務局 ●(社)岐阜県森林公社内

標準伐期施業から長伐期・非皆伐施業へ

社会情勢の変化、木材価格の低迷、公社の経営、大径材の取り引きで継続的に安定した収入、森林の持つ多面的機能を維持するために、長伐期・非皆伐施業へ転換していきます。

1 長伐期施業とはどういうことをするのですか？

- ・長伐期施業とは、一般的な主伐時期を約2倍に延ばすことです。
- ・具体的には、主伐時期を下表のとおりとします。

スギ	ヒノキ	アカマツ・カラマツ・その他
80年～100年	90年～100年	80年～100年

- ・植栽後35年次以降、10～15年間ごとに間伐を繰り返します。
- ・林齢50年生頃から間伐効果により、天然下種更新による天然樹木の育成を促進し、下層植生を増やし、針広混交林として長期間維持します。
- ・主伐は、植栽した樹木等の人工林を対象とし、伐採後も裸地化しないような施業体系を目標とします。

※「長伐期・非皆伐施業のイメージ図」参照（これは一般的な目安です）

2 なぜ長伐期施業にするのですか？

- ・最近の木材価格では、標準伐期（40～60年）ですべて伐採しても多くの収益は期待できないと思われれます。
- ・森林を伐採するには森林法等により、伐採方法やその後の造林方法を明示し届け出ることになっています。したがって、森林を一旦に伐採したまま放置することは社会情勢上許されないと考えられます。
- ・伐採後は分収契約を解除しますが、伐採跡地について土地所有者の方が再造林して長期にわたり保育をすることは大変困難だと思われれます。

3 長伐期にするとどうなりますか？

- ・長伐期にすることで主伐木が大きくなり、森林の蓄積量の増大が図れます。
- ・小さな幹曲がりなどの欠点が修正され木材の質的な向上が図れます。
- ・利用間伐を繰り返すことによって、間伐収入が見込めます。
- ・品質の向上により木材価格が高くなり、総収獲量が増加するため、間伐を含めた総収益の増加が見込めます。
- ・長期にわたり山に木のある状態を維持し、一斉皆伐による森林の機能低下や生態系が乱れることを防ぎ、森林の多面的機能を持続的に発揮することができます。
- ・長期にわたり公社が管理し、境界の保全に努め大切な財産を守ります。

所有者の皆様へのお願い

将来、分収金をお支払いするために大切な手続きです。

相続や贈与、売買などによって名義が変更となったときや、引っ越し等で住所が変更となったときは

公社へ届けを提出してください。①譲渡届 ②交替届 ③変更届 ④継承届 ⑤住所変更届など

～ご不明な点は、公社までお問い合わせください～

必ず

長伐期・非皆伐施業のイメージ図（モデル＝ヒノキ林分）

